

第四条 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の三第二項第一号中「第三百三十七条の二第二項の規定により同条第一項の納税の猶予に係る期限の延長」を「第三百三十七条の二第一項（同条第二項の規定により適用する場合を含む。次条第二項第一号において同じ。）の規定の適用」に改める。

第一条の四第二項第一号中「第三百三十七条の二第二項の規定により同条第一項の納税の猶予に係る期限の延長」を「第三百三十七条の二第一項の規定の適用」に改める。

第三十五条第三項ただし書中「第七十条」の下に「（国税の更正、決定等の期間制限）」を加え、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 税務署長は、次に掲げる事由により第一号若しくは第三号の申告書を提出した者若しくは第二号の決定若しくは第四号若しくは第五号の更正を受けた者又はこれらの者の被相続人から相続若しくは遺贈により財産を取得した他の者（当該被相続人から第二十一条の九第三項の規定の適用を受ける財産を贈与により取得した者を含む。）の相続税の課税価格又は相続税額が過大又は過少となつた場合（前項の規定の適用がある場合を除く。）には、これらの者に係る相続税の課税価格又は相続税額の更正又は決定

をする。ただし、次に掲げる事由が生じた日から一年を経過した日と国税通則法第七十条の規定により更正又は決定をすることができないこととなる日とのいずれか遅い日以後においては、この限りでない。

一 所得税法第五十一条の五第一項から第三項まで（遺産分割等があつた場合の期限後申告等の特例）（これらの規定を同法第六十六条（申告、納付及び還付）において準用する場合を含む。）の規定による申告書の提出があつたこと。

二 所得税法第五十一条の五第四項の規定による決定があつたこと。

三 所得税法第五十一条の六第一項（遺産分割等があつた場合の修正申告の特例）（同法第六十六条において準用する場合を含む。）の規定による修正申告書の提出があつたこと。

四 所得税法第五十一条の六第二項の規定による更正があつたこと。

五 所得税法第五十三条の五（遺産分割等があつた場合の更正の請求の特例）（同法第六十七条（更正の請求の特例）において準用する場合を含む。）の規定による更正の請求に基づく更正があつたこと。

第五十条第一項中「第三十五条第三項若しくは第四項」を「第三十五条第三項から第五項まで」に改め、「相続税」の下に「又は贈与税」を加え、同条第二項第一号中「(期限内申告書)」を「(期限内申告)」に改め、同項第二号中「並びに第六十五条第一項及び第三項(過少申告加算税)」を削り、「とす」を「と、同条第二項中「期限内申告書又は期限後申告書」とあるのは「相続税法第三十一条第二項の規定による修正申告書」と、同法第六十五条第一項、第三項第二号及び第四項第二号(過少申告加算税)中「期限内申告書」とあるのは「相続税法第二十七条若しくは第二十九条の規定による申告書又はこれらの申告書に係る期限後申告書」とする」に改める。

(消費税法の一部改正)

第五条 消費税法(昭和六十三年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第七号の次に次の一号を加える。

七の二 適格請求書発行事業者 第五十七条の二第一項の規定による登録を受けた事業者をいう。

第二条第一項第九号の次に次の一号を加える。

九の二 軽減対象課税資産の譲渡等 課税資産の譲渡等のうち、別表第一に掲げるものをいう。

第二条第一項第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 軽減対象課税貨物 課税貨物のうち、別表第一の二に掲げるものをいう。

第二条第四項中「において、」を「において」に改める。

第四条第四項に次のただし書を加える。

ただし、国外事業者が恒久的施設（所得税法第二条第一項第八号の四（定義）又は法人税法第二条第十二号の十八（定義）に規定する恒久的施設をいう。）で行う特定仕入れ（他の者から受けた事業者向け電気通信利用役務の提供に該当するものに限る。以下この項において同じ。）のうち、国内において行う資産の譲渡等に要するものは、国内で行われたものとし、事業者（国外事業者を除く。）が国外事業所等（所得税法第九十五条第四項第一号（外国税額控除）又は法人税法第六十九条第四項第一号（外国税額の控除）に規定する国外事業所等をいう。）で行う特定仕入れのうち、国内以外の地域において行う資産の譲渡等にのみ要するものは、国内以外の地域で行われたものとする。

第四条第五項第二号中「（定義）」を削る。

第六条第一項中「別表第一」を「別表第二」に改め、同条第二項中「別表第二」を「別表第二の二」に

改める。

第八条第一項中「少額なものとして」を削り、「を超える」を「以上となる」に改め、同条第二項中「証する書類」の下に「又は電磁的記録（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年法律第二十五号）第二条第三号（定義）に規定する電磁的記録をいう。）」を加え、同項ただし書中「書類」の下に「若しくは電磁的記録」を加える。

第九条第一項中「である者」の下に「（適格請求書発行事業者を除く。）」を加え、同条第五項中「又は」を「、又は」に改め、同条第七項中「国内において」を「国内における」に、「及び第十二条の二三項」を「、第十二条の二三項及び第十二条の四」に、「同条第二項」を「第十二条の二第二項」に改める。

第十二条の二第一項及び第十二条の三第一項中「別表第二」を「別表第二」に改める。
第十二条の三の次に次の一条を加える。

（高額特定資産を取得した場合の納税義務の免除の特例）

第十二条の四 事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除

く。)が、第三十七条第一項の規定の適用を受けない課税期間中に国内における高額特定資産(棚卸資産及び調整対象固定資産のうち、その価額が高額なものとして政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)の課税仕入れ又は高額特定資産に該当する課税貨物の保税地域からの引取り(以下この項において「高額特定資産の仕入れ等」という。)を行つた場合(他の者との契約に基づき、又は当該事業者の棚卸資産若しくは調整対象固定資産として自ら建設、製作又は製造(以下この項において「建設等」という。)をした高額特定資産(以下この項において「自己建設高額特定資産」という。)にあつては、当該自己建設高額特定資産の建設等に要した政令で定める費用の額が政令で定める金額以上となつた場合(第二号において「自己建設高額特定資産の仕入れを行つた場合」という。))には、当該高額特定資産の仕入れ等の日(次の各号に掲げる高額特定資産の区分に応じ当該各号に定める日を含む。)(の属する課税期間の翌課税期間から当該高額特定資産の仕入れ等の日の属する課税期間(自己建設高額特定資産にあつては、当該自己建設高額特定資産の建設等が完了した日の属する課税期間)の初日以後三年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間(その基準期間における課税売上高が千万円を超える課税期間及び第九条第四項の規定による届出書の提出により、又は第九条の二第一項、第十

条第二項、第十一条第二項若しくは第四項、第十二条第二項から第四項まで若しくは第六項、第十二条の二第一項若しくは第二項若しくは前条第一項若しくは第三項の規定により消費税を納める義務が免除されないこととなる課税期間を除く。）における課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、第九条第一項本文の規定は、適用しない。

一 高額特定資産（自己建設高額特定資産を除く。） 当該高額特定資産の仕入れ等に係る第三十条第

一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日

二 自己建設高額特定資産 当該自己建設高額特定資産の仕入れを行つた場合に該当することとなつた

日

2 前項に規定する高額特定資産の仕入れ等が特例申告書の提出に係る課税貨物の保税地域からの引取りである場合における同項の規定の適用その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十五条第六項中「限る。」の下に「の初日において適格請求書発行事業者である場合又は当該課税期間」を加え、「又は」を「若しくは」に、「第十二条の三」を「第十二条の四」に改め、同条第七項中「同項」を「同項」に改め、同条第十一項中「第十二条の三まで、第三十七条第二項から第七項まで」

を「第十二条の四まで、第三十七条第三項から第八項まで」に改め、「第五十七条」の下に「から第五十七条の三まで」を加える。

第二十九条中「百分の七・八」を「次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める率」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 課税資産の譲渡等（軽減対象課税資産の譲渡等を除く。）、特定課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物（軽減対象課税貨物を除く。） 百分の七・八
 - 二 軽減対象課税資産の譲渡等及び保税地域から引き取られる軽減対象課税貨物 百分の六・二四
- 第三十条第一項中「掲げる課税標準額に対する」を「掲げる」に、「支払対価の額に百百分の七・八を乗じて算出した」を「適格請求書（第五十七条の四第一項に規定する適格請求書をいう。第九項において同じ。）又は適格簡易請求書（第五十七条の四第二項に規定する適格簡易請求書をいう。第九項において同じ。）の記載事項を基礎として計算した金額その他の政令で定めるところにより計算した」に改め、同条第六項中「第一項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額とは、課税仕入れの対価の額（対価として支払い、又は支払うべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額とし、当該課

税仕入れに係る資産を譲り渡し、若しくは貸し付け、又は当該課税仕入れに係る役務を提供する事業者に課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額（これらの税額に係る附帯税の額に相当する額を除く。第九項第一号において同じ。）に相当する額がある場合には、当該相当する額を含む。）をいい、「及び第九項第一号」を削り、同条第七項中「同項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額の合計額が少額」を「請求書等の交付を受けることが困難」に改め、同条第八項第一号八中「内容」の下に「（当該課税仕入れが他の者から受けた軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである場合には、資産の内容及び軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである旨）」を加え、同号二中「第一項に規定する」を削り、「の額」の下に「（当該課税仕入れの対価として支払い、又は支払うべき一切の金銭又は金銭以外の物若しくは権利その他経済的な利益の額とし、当該課税仕入れに係る資産を譲り渡し、若しくは貸し付け、又は当該課税仕入れに係る役務を提供する事業者に課されるべき消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額（これらの税額に係る附帯税の額に相当する額を除く。）に相当する額がある場合には、当該相当する額を含む。第三十二条第一項において同じ。）」を加え、同項第三号八中「次項第三号」を「次項第五号」に改め、同条第九項中「掲げる書類」

の下に「及び電磁的記録（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第二条第三号（定義）に規定する電磁的記録をいう。第二号において同じ。）」を加え、同項第一号中「以下この号」を「次号及び第三号」に、「当該課税資産の譲渡等が卸売市場においてせり売又は入札の方法により行われるものその他の媒介又は取次ぎに係る業務を行う者を介して行われるものである場合には、当該媒介又は取次ぎに係る業務を行う者」を「適格請求書発行事業者に限る。次号において同じ。」に、「請求書、納品書その他これらに類する書類で次に掲げる事項（当該課税資産の譲渡等が小売業その他の政令で定める事業に係るものである場合には、イからニまでに掲げる事項）が記載されているもの」を「適格請求書又は適格簡易請求書」に改め、同号イからホまでを削り、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号中「その行つた課税仕入れ」の下に「（他の者から受ける課税資産の譲渡等のうち、第五十七条の四第一項ただし書又は第五十七条の六第一項本文の規定の適用を受けるものを除く。）」を加え、「次に掲げる」を「課税仕入れの相手方の氏名又は名称その他の政令で定める」に改め、同号イからホまでを削り、同号を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 事業者がその行つた課税仕入れ（卸売市場においてせり売又は入札の方法により行われるものその

他の媒介又は取次ぎに係る業務を行う者を介して行われる課税仕入れとして政令で定めるものに限る。）につき当該媒介又は取次ぎに係る業務を行う者から交付を受ける請求書、納品書その他これらに類する書類で政令で定める事項が記載されているもの

第三十条第九項第一号の次に次の一号を加える。

二 事業者に対し課税資産の譲渡等を行う他の事業者が、第五十七条の四第五項の規定により当該課税資産の譲渡等につき当該事業者に交付すべき適格請求書に代えて提供する電磁的記録

第三十二条第一項中「行つた課税仕入れ」の下に「(第三十条第一項の規定の適用を受けたものに限る。以下この条において同じ。)」を加え、「(第三十条第一項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額をいう。以下この項において同じ。)」を削り、「同条第一項」を「同項」に改め、同項第一号中「百分の七・八」の下に「(当該仕入れに係る対価の返還等が他の者から受けた軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである場合には、百八分の六・二四)」を加え、同条に次の一項を加える。

8 第一項第一号に規定する仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額の計算の細目に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十六条第一項中「百十分の七・八」の下に「（当該課税仕入れに係る棚卸資産が他の者から受けた軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである場合又は当該課税貨物が軽減対象課税貨物である場合には、百八分の六・二四）」を加える。

第三十七条第七項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「又は」を「、又は」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「当該各号に規定する調整対象固定資産の仕入れ等の日」を「同項第一号若しくは第二号に規定する調整対象固定資産の仕入れ等の日又は同項第三号に規定する高額特定資産の仕入れ等の日」に、「から当該各号」を「から同項各号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項に次の一号を加える。

三 当該事業者が第十二条の四第一項に規定する場合に該当するとき（前二号に掲げる場合に該当する場合を除く。） 同項に規定する高額特定資産に係る同項に規定する高額特定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の初日から同日（当該高額特定資産が同項に規定する自己建設高額特定資産である場合にあつては、当該自己建設高額特定資産の同項に規定する建設等が完了した日の属する課税期間の

初日)以後三年を経過する日の属する課税期間の初日の前日までの期間

第三十七条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2. 前項第二号の規定により、当該課税期間の特定課税仕入れに係る課税標準である金額の合計額に対する消費税額から当該課税期間における第三十八条の二第一項に規定する特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた金額に係る消費税額の合計額を控除して控除しきれない金額があり、かつ、当該控除しきれない金額を前項第一号に掲げる金額から控除してなお控除しきれない金額(以下この項において「控除未済金額」という。)があるときは、当該控除未済金額を課税資産の譲渡等に係る消費税額とみなして当該課税期間の課税標準額に対する消費税額に加算する。

第三十七条の二第一項中「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同条第六項中「同条第四項」を「同条第五項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に改める。

第三十八条第一項中「百分の十」の下に「(当該課税資産の譲渡等が軽減対象課税資産の譲渡等である場合には、百分の八)」を、「百分の七・八」の下に「(当該売上げに係る対価の返還等が軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである場合には、百八分の六・二四)」を加える。

第三十九条第一項中「百十分の七・八」の下に「（当該税込価額が軽減対象課税資産の譲渡等に係るものである場合には、百八分の六・二四）」を加え、同条に次の一項を加える。

7 第一項に規定する税込価額に係る消費税額の計算の細目に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十三条第一項第一号中「課税資産の譲渡等に係る」の下に「税率の異なるごとに区分した」を加え、同項第二号中「課税標準額」を「税率の異なるごとに区分した課税標準額」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項各号に掲げる事項を記載した中間申告書を提出する事業者が、同項に規定する中間申告対象期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等につき交付した適格請求書（第五十七条の四第一項に規定する適格請求書をいう。第四十五条第五項において同じ。）又は適格簡易請求書（第五十七条の四第二項に規定する適格簡易請求書をいう。第四十五条第五項において同じ。）の写しを第五十七条の四第六項の規定により保存している場合（同項の規定により同項の電磁的記録を保存している場合を含む。）には、当該課税資産の譲渡等に係る第一項第二号に掲げる税率の異なるごとに区分した課税標準額に対する消費税額については、同号の規定にかかわらず、第四十五条第五項の規定の例により計算した金額

とすることができる。

第四十五条第一項第一号中「」に係る」の下に「税率の異なるごとに区分した」を加え、同項第二号中「課税標準額」を「税率の異なるごとに区分した課税標準額」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 第一項の規定による申告書を提出する事業者が、当該申告書に係る課税期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等につき交付した適格請求書又は適格簡易請求書の写しを第五十七条の四第六項の規定により保存している場合（同項の規定により同項の電磁的記録を保存している場合を含む。）には、当該課税資産の譲渡等に係る第一項第二号に掲げる税率の異なるごとに区分した課税標準額に対する消費税額については、同号の規定にかかわらず、当該適格請求書に記載した同条第一項第五号に掲げる消費税額等その他の政令で定める金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額とすることができ。ただし、第十六条第一項、第十七条第一項若しくは第二項本文又は第十八条第一項の規定その他の政令で定める規定の適用を受ける課税資産の譲渡等については、この限りでない。

第四十七条第一項第一号中「数量及び」を「数量、」に改め、「いう。」「」の下に「及び税率」を加え

る。

第五十七条第一項第一号中「次号」の下に「及び第二号の二」を加え、同項第二号中「場合（一）」の下に「次号に掲げる場合に該当する場合並びに」を、「提出している場合」の下に「及び次条第一項の登録を受けている場合」を加え、同号の次に次の一号を加える。

二の二 第十二条の四第一項の規定の適用を受ける課税期間の基準期間における課税売上高が千万円以下となつた場合（第九条第四項の規定により届出書を提出している場合及び次条第一項の登録を受けている場合を除く。） 当該事業者

第五十七条第一項第三号中「第三十七条第四項」を「第三十七条第五項」に改める。

第五十七条の次に次の五条を加える。

（適格請求書発行事業者の登録等）

第五十七条の二 国内において課税資産の譲渡等を行い、又は行おうとする事業者であつて、第五十七条の四第一項に規定する適格請求書の交付をしようとする事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）は、税務署長の登録を受けることができる。

2 前項の登録を受けようとする事業者は、財務省令で定める事項を記載した申請書をその納税地を所轄する税務署長に提出しなければならない。この場合において、第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者が、同項本文の規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から前項の登録を受けようとするときは、政令で定める日までに、当該申請書を当該税務署長に提出しなければならない。

3 税務署長は、前項の申請書の提出を受けた場合には、遅滞なく、これを審査し、第五項の規定により登録を拒否する場合を除き、第一項の登録をしなければならない。

4 第一項の登録は、適格請求書発行事業者登録簿に氏名又は名称、登録番号その他の政令で定める事項を記載してするものとする。この場合において、税務署長は、政令で定めるところにより、当該適格請求書発行事業者登録簿に登録された事項を速やかに公表しなければならない。

5 税務署長は、第一項の登録を受けようとする事業者が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事実が該当すると認めるときは、当該登録を拒否することができる。

一 当該事業者が特定国外事業者（国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これら

に準ずるものを国内に有しない国外事業者をいう。次号及び次項において同じ。）以外の事業者である場合 当該事業者が、この法律の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であること。

二 当該事業者が特定国外事業者である場合 次に掲げるいずれかの事実

イ 消費税に関する税務代理（税理士法（昭和二十六年法律第二百二十七号）第二条第一項第一号（税理士の業務）に掲げる税務代理をいう。次項第二号ハにおいて同じ。）の権限を有する国税通則法第七十四条の九第三項第二号（納税義務者に対する調査の事前通知等）に規定する税務代理人がないこと。

ロ 当該事業者が、国税通則法第一百七十七条第一項（納税管理人）の規定による納税管理人を定めていないこと。

ハ 現に国税の滞納があり、かつ、その滞納額の徴収が著しく困難であること。

ニ 当該事業者が、次項の規定により第一項の登録を取り消され（次項第二号ホ又はへに掲げる事実のいずれかに該当した場合に限る。）、その取消しの日から一年を経過しない者であること。

ホ 当該事業者が、この法律の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であること。

6 税務署長は、次の各号に掲げる適格請求書発行事業者が当該各号に定める事実^ニに該当すると認めるときは、当該適格請求書発行事業者に係る第一項の登録を取り消すことができる。

一 特定国外事業者以外の事業者である適格請求書発行事業者 次に掲げるいずれかの事実

イ 当該適格請求書発行事業者が一年以上所在不明であること。

ロ 当該適格請求書発行事業者が事業を廃止したと認められること。

ハ 当該適格請求書発行事業者（法人に限る。）が合併により消滅したと認められること。

ニ 当該適格請求書発行事業者がこの法律の規定に違反して罰金以上の刑に処せられたこと。

二 特定国外事業者である適格請求書発行事業者 次に掲げるいずれかの事実

イ 当該適格請求書発行事業者が事業を廃止したと認められること。

ロ 当該適格請求書発行事業者（法人に限る。）が合併により消滅したと認められること。

ハ 当該適格請求書発行事業者の第四十五条第一項の規定による申告書の提出期限までに、当該申告

書に係る消費税に関する税務代理の権限を有することを証する書面（税理士法第三十条（税務代理の権限の明示）（同法第四十八条の十六（税理士の権利及び義務等に関する規定の準用）において準用する場合を含む。）に規定する書面をいう。）が提出されていないこと。

二 当該適格請求書発行事業者（国税通則法第一百七十七条第一項の規定の適用を受ける者に限る。）が同項の規定による納税管理人を定めていないこと。

ホ 消費税につき国税通則法第十七条第二項（期限内申告）に規定する期限内申告書の提出がなかった場合において、当該提出がなかったことについて正当な理由がないと認められること。

へ 現に国税の滞納があり、かつ、その滞納額の徴収が著しく困難であること。

ト 当該適格請求書発行事業者がこの法律の規定に違反して罰金以上の刑に処せられたこと。

7 税務署長は、第一項の登録又は前二項の処分をするときは、その登録又は処分に係る事業者に対し、書面によりその旨を通知する。

8 適格請求書発行事業者は、第四項に規定する適格請求書発行事業者登録簿に記載された事項に変更があつたときは、その旨を記載した届出書を、速やかに、その納税地を所轄する税務署長に提出しなければ